

○献血者事故見舞金贈呈内規についての照会に対する回答

○献血者事故見舞金贈呈内規についての照会に対する回答

(昭和44年12月3日血経第256号 各支部事務局長あて血液事業部長通知)

今般北海道支部事務局長より献血者事故見舞金贈呈内規の疑義について別紙(1)のとおり照会があり、別紙(2)のとおり回答したので御了知願いたい。

別紙(1)

献血者事故見舞金贈呈内規の疑義について照会

(昭和44年10月24日赤北事第832号 日本赤十字社血液事業部長あて日本赤十字社北海道支部事務局長照会)

献血者事故見舞金贈呈内規について下記の諸点につき疑義がありますので至急ご見解をお示しいただきたくお願いをいたします。

記

- 1 第2条(1)の「献血による採血が直接の原因となって受けた事故」の中に採血の準備行為である血液型判定等によって生じた事故が含まれるか
- 2 第2条(2)の「血液センターの自動車による送迎中」の意味は献血を要請した献血者の使用した自動車による事故が含まれるか
- 3 第2条(3)の「前各号の外献血に関連して受けた事故」の具体的事例について
- 4 第4条(2)の「傷害見舞金」は第6条見舞金の制限により1年を経過した後においては贈呈しない事となっているが後遺症との関連においてこの1年間という制限はどの様に解釈したらよいか

別紙(2)

(昭和44年12月3日血経第256号 日本赤十字社北海道支部事務局長あて日本赤十字社血液事業部長回答)

昭和44年10月24日赤北事第832号をもって照会のあった標記の件については、下記のとおり回答します。

記

(照会の第1項について)血液型判定等の行為が、採血の際の事前の準備行為としておこなわれるものであるならば、それによって生じた事故は、当然含むものであること。

(照会の第2項について)第2条(2)は、血液センターの自動車による場合に限るものであること。

ただし設問の場合の事故については、献血者事故見舞金贈呈内規第2条(3)の「前各号の外、献血に関連して受けた事故」の項において検討されることとなるが、個々の具体例にもとづき、その事故の発生の態様等を明らかにして結論を出すべきものであること。

(照会第3項について)前項の事例もこの事故の範囲に含まれる性質のものであるが、例えば、献血者が、血液センターの階段や、移動採血車のステップを踏みはずして事故を受けた場合或は照明用のスタンドが倒れ事故を受けた場合、その他血液センターの建物や設備の不完全、使用管理上の欠陥等により事故を受けた場合が考えられること。

(照会第4項について)個々の事例により1年の経過後において見舞金を贈呈することの必要性が生ずることも皆無とは云い難いが、見舞金としての性質もあり、この内規の建前

○献血者事故見舞金贈呈内規についての照会に対する回答

として見舞金贈呈の期限を事故発生の日から一応1年としたものであること。